

佐賀市建設副産物処理方針

(総則)

第1条 建設副産物の処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という。)に基づき適正処理を実施してきたところであるが、「資源の有効な利用の促進に関する法律」(以下「資源有効利用促進法」という。)及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(以下「建設リサイクル法」という。)等により、まず①発生抑制、次に②再使用、その後③再生利用を行い④熱回収・縮減を検討し、最後に⑤適正な処分を行うなど建設副産物に係る総合的な対策を前提とした処理が必要なため、佐賀市が発注する建設工事等において発生する建設副産物の処理方法について定める。

(建設副産物処理の基本方針)

第2条 建設副産物の処理については、「建設副産物適正処理推進要綱」(国土交通省 平成14年5月30日改正)によることを原則とする。

(適用範囲)

第3条 この方針は、佐賀市が発注する全ての建設工事等に適用する。

(対象とする建設副産物)

第4条 対象とする建設副産物は、建設発生土・建設汚泥・コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材・伐木材・金属くず・廃プラスチック・紙くず・アスベスト・建設混合廃棄物等とする。

(処理方法)

第5条 建設副産物処理は、次の各号による。

(1) 建設発生土及び建設汚泥

ア 佐賀市公共工事データベース及び財団法人日本建設情報総合センター(J a c i c)等の活用により必要な情報収集に努め、工事現場から50kmの範囲内の他工事への流用を原則とする。

なお、建設発生土の土質特性に応じた「土質区分基準」を(表-1)に、土質区分は「土質区分判定のための調査試験方法」(表-2)による。各々の区分に応じた「適用用途標準」を(表-3)に示す。

イ 発生工事から利用工事までの運搬費は、発生側の工事に計上することができるものとする。

ウ 再使用不適な土については、土砂流出等の問題が生じないよう「建設発生土の適正処分について」(平成13年2月21日付企指第481号、平成13年3月14日付農計第1437号)に基づき適正に処分するものとする。

エ 建設汚泥については、「建設汚泥リサイクル指針」(平成11年10月公表 建設大臣官房技術調査室監修)により自ら利用、有償売却及び再生利用等に努めるものとするが、やむを得ず最終処分する場合は「廃棄物処理法」の対象となるため、適正に処理するものとする。

オ 工事の発注にあたっては、処理方法の指示及び処理費用の計上等について適正に行うものとする。

- (2) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊
- ア 建設工事に伴い発生したコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊は、現場内での再生利用を優先するが、現場条件や経済性等を考慮し、やむを得ず廃棄物として工事現場から搬出する場合は、産業廃棄物処分業の許可を持つ中間処理施設（再資源化施設）へ搬出するものとする。処理フロー（P13）を参照のこと。
- イ 産業廃棄物処理業者に委託して処理（収集運搬、中間処理及び最終処分）する場合は、元請業者は書面による委託契約書を締結することとし、必ず産業廃棄物管理票（マニフェスト）を使用するとともに必要に応じて写真や現地立会等により確認するものとする。
- (3) 建設発生木材
- ア 建設工事に伴い発生した木材（伐木・除根材含む）を廃棄物として工事現場から搬出する場合は、原則として再資源化施設へ搬出するものとする。
- ただし、工事現場から50kmの範囲内に再資源化施設が無い場合、又は以下の（ア）及び（イ）の条件を共に満たす場合は、再資源化に代えて縮減（焼却）することができるものとする。
- （ア）工事現場から再資源化施設までその運搬に用いる車両が通行する道路が整備されていない場合。
- （イ）縮減をするために行う運搬に要する費用の額が、再資源化施設までの運搬に要する費用の額より低い場合。
- イ 中間処理施設への運搬については、「廃棄物処理法」に基づくものとする。また、処理の確認については、産業廃棄物管理票（マニフェスト）及び必要に応じて写真等によるものとする。
- ウ 使用済型枠は再使用に努めるものとする。また、再使用できないものは、再資源化に努めるものとし、再資源化できないものは適正に処分するものとする。
- エ 産業廃棄物処理業者に委託して処理（収集運搬・中間処理及び最終処分）する場合は、書面による委託契約書を締結することとし、必ず産業廃棄物管理票（マニフェスト）を使用するとともに、必要に応じて写真や現地立会等により確認するものとする。
- (4) その他の建設副産物
- その他の建設副産物（廃プラスチック類、混合廃棄物及び廃石膏ボード等）については、下記の関係法令等に基づき適正な処理を行うものとする。
- 「廃棄物処理法」、「資源有効利用促進法」、「建設リサイクル法」
「建設副産物適正処理推進要綱」、「建設リサイクルガイドライン」等

（各段階における計画書・実施書等の作成）

第6条 計画書・実施書等の作成は、次の各号による。

- (1) 対象工事
- ア 計画書及び実施書の作成対象工事
- 「資源有効利用促進法」に関する「省令（建令二十号の第七条）」及び「建設リサイクル法」に基づき、次のいずれかに該当するもの
- （ア）体積が100m³以上の建設発生土を搬出する工事
- （イ）コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材等を搬出する工事
- （ウ）建設リサイクル法の対象工事
- （建築物の解体800m²以上、新增築5000m²以上、リフォーム等1億円以上、土木工事等500万円以上）

イ 再生資源利用促進実施書のみの作成対象工事
前号の対象工事以外の工事で、最終請負金額が100万円以上の工事

(2) 各段階における計画書・実施書等の作成

発注者は、次の各号において計画書・実施書等を作成又は作成を求めるものとする。

ア 計画段階及び設計段階

計画段階における「リサイクル計画書（概略設計・予備設計）」（別添－1）及び設計段階における「リサイクル計画書（詳細設計）」（別添－2）の作成を設計業務の受託者へ求めるものとする。

イ 積算段階

積算段階における「リサイクル計画書（積算段階）」（別添－3）を作成するものとする。

ウ 契約段階

市が発注する建設リサイクル法の対象工事において、法第11条に規定する通知書（様式－3）を工事着手前までにデータベース内に作成するものとする。（入力確定を建築課提出とみなす。）

エ 施工段階

工事着手前に「再生資源利用促進計画書」（様式－2）の作成を請負業者へ求めるものとする。〔(1)対象工事 イの場合、実施書のみ〕

オ 完了段階

リサイクルが困難な場合、「リサイクル阻害要因説明書」（別添－4）を作成するものとする。

工事完了後に請負業者へ「再生資源利用促進実施書」（様式－2）の作成を求めるものとする。

(3) 特記仕様書による明示

計画書・実施書の作成について、設計委託の場合は「リサイクル計画書特記仕様書」（様式－4）及び工事の場合は「建設副産物に関する特記仕様書」（様式－5）により明示するものとする。

(4) チェックリストの作成

各段階における建設リサイクル計画・実施が適切に行われたか確認するために建設リサイクルチェックリスト（様式－6）を作成するものとする。

（処理条件の明示）

第7条 建設副産物の処理条件については、「建設副産物に関する特記仕様書」（様式－5）により明示するものとする。

（適用期日）

附則 この方針は、平成17年10月1日から適用する。

表-1 土質区分基準

区 分 (国土交通省令)*1)	細 区 分 *2),*3),*4)	コーン指数 qc*5) (k N/m ²)	土質材料の工学的分類*6),*7)		備 考*6)	
			大分類	中 分 類 土質 {記号}	含水比(地山) W _n (%)	掘 削 方 法
第1種建設発生土 (砂、礫及びこれらに 準ずるもの)	第1種	—	礫質土	礫{G}、砂礫{GS}	—	・排水に考慮するが、降水、侵出地下水等により含水比が増加すると予想される場合は、1ランク下の区分とする。 ・水中掘削等による場合は、2ランク下の区分とする。
	第1種改良土*8)		砂質土	砂{S}、礫質砂{SG}		
第2種建設発生土 (砂質土、礫質土及び これらに準ずるもの)	第2 a 種	800 以上	人工材料	改良土{I}	—	
	第2 b 種		礫質土	細粒分まじり礫{GF}	—	
	第2種改良土		砂質土	細粒分まじり砂{SF}	—	
第3種建設発生土 (通常の施工性確保される 粘性土及びこれに準ずる もの)	第3 a 種	400 以上	人工材料	改良土{I}砂質土	—	
	第3 b 種		砂質土	細粒分まじり砂{SF}	—	
	第3種改良土		粘性土	シルト{M}、粘土{C}	40%程度以下	
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土{V}	—	
第4種建設発生土 (粘性土及びこれに準ずる もの(第3種発生土を 除く))	第4 a 種	200 以上	人工材料	改良土{I}	—	
	第4 b 種		砂質土	細粒分まじり砂{SF}	—	
			粘性土	シルト{M}、粘土{C}	40~80%程度	
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土{V}	—	
			有機質土	有機質土{O}	40~80%程度	
第4種改良土	人工材料	改良土{I}	—			
泥 土*1),*9)	泥土 a	200 未満	砂質土	細粒分まじり砂{SF}	—	
	泥土 b		粘性土	シルト{M}、粘土{C}	80%程度以上	
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土{V}	—	
			有機質土	有機質土{O}	80%程度以上	
	泥土 c		高有機質土	高有機質土{Pt}	—	

*1) 国土交通省令(建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断基準となるべき事項を定める省令 平成13年3月29日国交令59、建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断基準となるべき事項を定める省令 平成13年3月29日国交令60)においては区分として第1種~第4種建設発生土が規定されている。

*2) この土質区分基準は工学的判断に基づく基準であり、発生土が産業廃棄物であるか否かを定めるものではない。

*3) 表中の第1種~第4種改良土は、土(泥土を含む)にセメントや石灰を混合し科学的安定処理をしたものである。例えば、第3種改

良土は、第4種建設発生土又は泥土を安定処理し、 $qc \geq 400 \text{ kN/m}^2$ 以上の性状に改良したものである。

- * 4) 含水比低下、粒度調整など物理的な処理や高分子系や無機材料による水分の土中への固定を主目的とした改良材による土質改良を行った場合は、改良土に分類されないため、処理後の性状に応じて改良土以外細区分に分類する。
- * 5) 所定の方法でモールドに締固めた試料に対し、ポータブルコーンペネトロメータで測定したコーン指数。(表-2参照)
- * 6) 計画段階(掘削前)において土質区分を行う必要があり、コーン指数を求めるために必要な試料を得られない場合には、土質材料の工学的分類体系((社)地盤工学会)と備考欄の含水比(地山)、掘削方法から概略の区分を選定し、掘削後所定の方法でコーン指数を測定して区分を決定する。
- * 7) 土質材料の工学的分類体系における最大粒径は75mmと定められているが、それ以上の粒径を含むものについても基本基準を参照して区分し、適切に利用する。
- * 8) 砂及び礫と同等の品質が確保できているもの。
- * 9)
 - ・港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するものは廃棄物処理法の対象となる廃棄物ではない。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について 昭和46年10月16日 環整43 環境庁通知)
 - ・地山の掘削により生じる掘削物は土砂であり、土砂は廃棄物処理法の対象外である。(建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について 平成13年6月1日 環産276 環境省通知)
 - ・建設汚泥に該当するものについては、廃棄物処理法に定められた手続きにより利用が可能となる。

表-2 土質区分判定のための調査試験方法

判定指標*1)	試験方法	試験方法
コーン指数*2)	締固めた土のコーン指数試験方法	JIS A 1228
土質材料の工学的分類	地盤材料の工学的分類方法	JGS 0051
自然含水比	土の含水比試験方法	JIS A 1203
土の粒度	土の粒度試験方法	JIS A 1204
液性限界・塑性限界	土の液性限界・塑性限界試験方法	JIS A 1205

- * 1) 改良土の場合は、コーン指数のみを測定する。
- * 2) 1層ごとの突固め回数は、25回とする。

表－３の１ 適用用途標準（１）

土質区分		用途		土木構造物の裏込め		道路用盛土			
		工作物の埋戻し				路床		路体	
		評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項
第１種建設発生土 (砂、礫及びこれらに 準ずるもの)	第１種	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意
	第１種改良土	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意
第２種建設発生土 (砂質土、礫質土及び これらに準ずるもの)	第２ a 種	◎	最大粒径注意 細粒分含有率注意	◎	最大粒径注意 細粒分含有率注意	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意
	第２ b 種	◎	細粒分含有率注意	◎	細粒分含有率注意	◎		◎	
	第２種改良土	◎		◎		◎		◎	
第３種建設発生土 (通常の施工性が確保され る粘性土及びこれに準ず るもの)	第３ a 種	○		○		○		◎	施工機械の選定注意
	第３ b 種	○		○		○		◎	施工機械の選定注意
	第３種改良土	○		○		○		◎	施工機械の選定注意
第４種建設発生土 (粘性土及びこれに準ずる もの)	第４ a 種	○		○		○		○	
	第４ b 種	△		△		△		○	
	第４種改良土	△		△		△		○	

泥 土	泥土 a	△		△		△		○	
	泥土 b	△		△		△		△	
	泥土 c	×		×		×		△	

[評 価]

- ◎：そのまま使用が可能なもの。留意事項に使用時の注意を示した。
- ：適切な土質改良（含水比低下、粒度調整、機能付加・補強、安定処理等）を行えば使用可能なもの。
- △：評価が○のものと比較して、土質改良にコスト及び時間が必要なもの。
- ×：良質土との混合などを行わない限り土質改良を行っても使用が不適なもの。

土質改良の定義

含水比低下：水切り、天日乾燥、水位低下掘削等を用いて、含水比の低下を図ることにより利用可能となるもの。

粒度調整：利用場所や目的によっては細粒分あるいは細粒分の付加やふるい選別を行うことで利用可能となるもの。

機能付加・補強：固化材、水や軽量材等を混合することにより発生土に流動性、軽量性などの付加価値をつけることや補強材等に発生土の類橋を行うことにより利用可能となるもの。

安定処理等：セメントや石灰による化学的安定処理と高分子系や無機材料による水分の土中への固定を目的とした改良材による土質改良を行うことにより利用可能となるもの。

[留意事項]

最大粒径注意：利用用途先の最大粒径、または一層の仕上がり厚さが規定されているもの。

細粒分含有率注意：利用用途先の材料の細粒分含有率の範囲が規定されているもの。

礫混入率注意：利用用途先の材料の礫混入率が規定されているもの。

粒度分布注意：液状化や土粒子の流失などの点で問題があり、利用場所や目的によっては粒度分布に注意を要するもの。

透水性注意：透水性が高く、難透水性が要求される部位への利用は適さないもの。

表層利用注意：表面への露出により植生や築造等に影響を及ぼすおそれのあるもの。

施工機械の選定注意：過転圧などの点で問題があり、締固め等の施工機械の接地圧に注意を要するもの。

淡水域利用注意：淡水域に利用する場合、水域の pH が上昇する可能性があり、注意を要するもの。

表－3の2 適用用途標準（2）

用途 土質区分		河川築堤				土地造成				水面埋立て	
		高規格堤防		一般堤防		宅地造成		公園・緑地造成			
		評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項
第1種建設発生土 (砂、礫及びこれら に準ずるもの)	第1種	◎	最大粒径注意 礫混入率注意 透水性注意 表層利用注意	○		◎	最大粒径注意 礫混入率注意 表層利用注意	◎	表層利用注意	◎	粒度分布注意
	第1種改良土	◎	最大粒径注意 礫混入率注意 透水性注意 表層利用注意	○		◎	最大粒径注意 礫混入率注意 表層利用注意	◎	表層利用注意	◎	淡水域 利用注意
第2種建設発生土 (砂質土、礫質土及 びこれらに準ずる もの)	第2 a種	◎	最大粒径注意 礫混入率注意 透水性注意 表層利用注意	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意 礫混入率注意 表層利用注意	◎	表層利用注意	◎	
	第2 b種	◎		◎		◎		◎		◎	粒度分布注意
	第2種改良土	◎	表層利用注意	◎		◎	表層利用注意	◎	表層利用注意	◎	淡水域 利用注意
第3種建設発生土 (通常の施工性が確 保される粘性土及 びこれに準ずる もの)	第3 a種	◎	施工機械の選定 注意	◎	施工機械の選 定注意	◎	施工機械の選 定注意	◎	施工機械の選 定注意	◎	粒度分布注意
	第3 b種	◎	施工機械の選定 注意	◎	施工機械の選 定注意	◎	施工機械の選 定注意	◎	施工機械の選 定注意	◎	
	第3種改良土	◎	表層利用注意 施工機械の選定 注意	◎	施工機械の選 定注意	◎	表層利用注意 施工機械の選 定注意	◎	表層利用注意 施工機械の選 定注意	◎	淡水域 利用注意

第4種建設発生土 (粘性土及びこれに 準ずるもの)	第4 a 種	○		○		○		○		◎	粒度分布注意
	第4 b 種	○		○		○		○		◎	
	第4種改良土	○		○		○		○		◎	淡水域 利用注意
泥土	泥土 a	○		○		○		○		○	
	泥土 b	△		△		△		△		○	
	泥土 c	×		×		×		△		△	

参考表 コーン指数 (qc) の測定方法

* 「締固めた土のコーン指数試験方法 (JIS A 1228)」 (地盤工学会編「土質試験の方法と解説 第一回改訂版」 pp. 266-268) をもとに作成

供試体の作成	試料	1. 75mmふるいを通じたもの。 ただし、改良土の場合は9.5mmふるいを通させたものとする。
	モールド	内径 100mm 高さ 127.3mm
	ランマー	質量 2.5kg
	突固め	3層に分けて突き固める。各層ごとに30cmの高さから25回突き固める。
測定	コーンペネトロメーター	底面の断面積3.24cm ² 、先端角度30度のもの。
	貫入速度	1cm/s
	方法	モールドをつけたまま、垂直にコーン先端を供試体上端部から5cm、7.5cm、10cm貫入した時の貫入抵抗力を求める。
計算	貫入抵抗力	貫入量5cm、7.5cm、10cmに対する貫入抵抗力を平均して、平均貫入抵抗力を求める。
	コーン指数 (qc)	平均貫入抵抗力をコーン先端の断面積3.24cm ² で除する。

注) ただし、ランマーによる突固めが困難な場合は、泥土と判断する。

佐賀市建設副産物再生利用方針

(総則)

第1条 この方針は、佐賀市が発注する工事で使用できる再生した建設資材の利用方針について定める。

(建設副産物再生利用の基本方針)

第2条 再生資材の利用については、「資源の有効な利用の促進に関する法律」(以下「資源有効利用促進法」という。)の第三条、「資源の有効な利用の促進に関する基本方針」(以下「資源有効利用基本方針」という。)並びに「国等による環境物品の調達に関する法律」(以下「グリーン購入法」という。)及び佐賀市が特に利用すると定めたものに基づき、積極的に推進するものとする。なお、運用に当たっては、本方針によるものとする。

(適用範囲)

第3条 佐賀市が発注する全ての建設工事等に適用する。

(対象とする再生資材等)

第4条 対象とする再生資材等は、土砂類・砕石類・コンクリート・アスファルトコンクリート・溶融スラグ及び木材とする。

(活用方法)

第5条 再生資材等の活用は、次の各号による。

(1) 建設発生土・砕石・建設汚泥等

ア 工事に必要な土については、佐賀市公共工事データベース及び財団法人日本建設情報総合センター(J a c i c)等の活用により必要な情報収集に努め、工事現場から50kmの範囲内の他工事からの流用を原則とする。

イ 搬入に係る運搬費については、発生側の工事に運搬費が計上されていない場合に限り搬入側で計上することができるものとする。

ウ 工事で発生する石材(岩石、巨石)等については、可能な限り資材として再使用し、また発生した状態で再使用が不適な土についても土質改良等により再生利用に努めるものとする。

エ 建設汚泥については、改良(焼成、固化脱水、乾燥及びセメント・石灰等による安定処理等)を施すなど再生利用に努めるものとする。また、再生利用する場合の品質区分は、原則としてコーン指数を指標としその指標及び各々の区分に応じた用途については、「佐賀市建設副産物処理方針(平成16年8月2日適用)」の表-1 土質区分基準、表-3の1、3の2 適用用途標準によるものとする。

オ セメント及びセメント系固化材を使用して建設発生土及び建設汚泥を土質改良する場合は、六価クロムが土壤環境基準(0.05ppm)を越える濃度で土壤中に溶出する恐れがあるため【「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領(案)」の一部変更について(平成13年4月20日付 国官技第16号 国土交通省大臣官房技術調査課)】により、事前に安全性を確認するものとする。

(2) コンクリート

ア 再生利用の対象工事は、(表-3)に掲げる工事等とする。

イ 再生利用の用途については、「資源有効利用促進法」に関する「省令(建令第十九号)」の別表第二(第五条関係)に掲げられているが、再生利用の対象工事は(表-3)に掲げる利用用途についても再生資材の使用を原則とする。

ただし、資材が市場にないのものについては、新材が使用できるものとする。

再生利用の対象工事 (表-3)

資材種別	対象工事	利用用途	備考
再生クラッシャーラン (再C-40)	すべての工事	・小型構造物の基礎材 ・ブロック積み、擁壁の裏込め材 ・仮設運搬路の路盤材 ・その他簡易な用途	中間処理施設における生産品
再生クラッシャーラン (RC-40)	同上	・下層路盤	
再生粒調碎石 (RM-40)	同上	・上層路盤	
再生栗石 (5~15cm)	同上	・小型構造物の基礎材・擁壁の裏込め材	

(注1) 再生クラッシャーラン(再C-40、RC-40)については、再生材の使用を原則とする。

ただし、品質を確保できない場合は新材を混合する事ができるものとする。また、アスファルト・コンクリート塊を混合する場合は、配合率を50%以下とする。

(注2) 再生粒調碎石(RM-40)については、アスファルト・コンクリート塊は混合しないものとする。

(注3) 工事現場内で再生利用する場合は、処理フロー(P14)を参照のこと。

ウ 再生石材は、工事現場から40kmの範囲内にある「佐賀県建設副産物再生施設」の指定を受けた施設で再生されたものを原則として使用するものとする。

ただし、これにより難しい場合は発注者と受注者が協議するものとする。

エ 再生石材の品質基準については、「再生石材の品質基準」によるものとする。

(3) 再生加熱アスファルト混合物

ア 再生利用の対象工事は、(表-4)に掲げる工事等とする。

イ 再生加熱アスファルト混合物の種類については、次のものとする。

(ア)「プラント再生舗装技術指針」の規格に合致する再生加熱アスファルト混合物(分級型)

(イ) 上記以外の再生加熱アスファルト混合物(非分級型)

ウ 再生利用の用途については、「資源の有効な利用の促進に関する法律」に関する「省令(建令第十九号)」の別表第三・四(第六条関係)に掲げられているが、再生利用の対象工事は(表-4)に掲げる利用用途についても再生資材の使用を原則とする。

エ 再生加熱アスファルト混合物は、工事現場から40km及び運搬時間1.5時間の範囲内にある「佐賀県建設副産物再生施設」の指定を受けた施設で再生されたものを原則として使用するものとする。

ただし、これにより難しい場合は、発注者と受注者が協議するものとする。

オ 再生加熱アスファルト混合物の品質基準については、「再生加熱アスファルト混合物の品質基準」によるものとする。

再生利用の対象工事 (表-4)

資材種別		利 用 用 途 (注1)	備 考
再生加熱 アスファルト混合物	分級型	すべての道路の表層・基層	
	非分級型	舗装計画交通量が1,000(台/日・方向)未満の道路の表層(注2、3)	
アスファルト安定処理路盤材		すべての道路のAs安定処理路盤	
再生クラッシャーラン (再C-40)		・小型構造物の基礎材・ブロック積み・擁壁の裏込め材 ・仮設運搬路の路盤材・その他簡易な用途 (注4)	中間処理施設における生産品
再生クラッシャーラン (RC-40)		・下層路盤 (注4)	

- (注1) 対象とする道路は、農道、林道を含むすべての道路について適用する。
- (注2) 非分級型の使用については、積算時に前述 エ の規定により判断する。なお、協議により分級型の使用が妥当と判断される場合は、材料承認にて使用を認めるものとするが、設計変更の対象とはしないものとする。
- (注3) 舗装計画交通量は「舗装設計施工指針」（付録－5 アスファルト舗装の構造設計例）によるものとする。
- (注4) 再生クラッシャーラン（再C-40、RC-40）については、アスファルト・コンクリート塊の配合率を50%以下とする。
- (4) 溶融スラグ
佐賀市清掃工場産の溶融スラグについては、平成10年3月26日付厚生省（現環境省）「一般廃棄物の溶融固化物の再生利用の実施の促進」に基づき、目標基準適合溶融固化物の基準を満たしていることから、建設資材の資源枯渇化防止のため積極的に使用するものとする。
- (5) 木材
木材については、チップ化等により再資源化されたものを、木質ボード・堆肥等への再生利用に努めるものとする。

（各段階における計画書・実施書等の作成）

第6条 計画書・実施書等の作成は、次の各号による。

- (1) 対象工事
ア 計画書及び実施書の作成対象工事
「資源の有効な利用の促進に関する法律」に関する「省令（建令第十九号）」の第八条及び「建設リサイクル法」に基づき、次のいずれかに該当するもの
(ア) 体積が100m³以上の土砂を搬入する工事
(イ) コンクリート、アスファルト・コンクリート、木材等を搬入する工事
(ウ) 建設リサイクル法の対象工事
(建築物の解体80m²以上、新增築500m²以上、リフォーム等1億円以上、土木工事等500万円以上)
- イ 再生資源利用実施書のみで作成対象工事
前号の対象工事以外の工事で、最終請負金額が100万円以上の工事
- (2) 計画書・実施書等の作成
発注者は、次の各段階において計画書・実施書等を作成又は作成を求めるものとする。
- ア 計画段階及び設計段階
計画段階における「リサイクル計画書（概略設計・予備設計）」（別添－1）及び設計段階における「リサイクル計画書（詳細設計）」（別添－2）の作成を設計業務の受託者に求めるものとする。
- イ 積算段階
積算段階における「リサイクル計画書（積算段階）」（別添－3）を作成するものとする。
- ウ 契約段階
市が発注する建設リサイクル法の対象工事において、法第11条に規定する通知書（様式－3）を工事着手前までにデータベース内に作成するものとする。（入力確定を建築課提出とみなす。）
- エ 施工段階
工事着手前に「再生資源利用計画書」（様式－1）の作成を請負業者に求めるものとする。
- オ 完了段階
リサイクルが困難な場合、「リサイクル阻害要因説明書」（別添－4）を作成するものとする。
工事完了後に請負業者へ「再生資源利用実施書」（様式－1）の作成をに求めるものとする。
- (3) 特記仕様書による明示
計画書・実施書の作成について、設計委託の場合は「リサイクル計画書特記仕様書」（様式－4）

及び工事の場合は「建設副産物に関する特記仕様書」（様式－５）により明示するものとする。

(4) チェックリストの作成

各段階における建設リサイクル計画・実施が適切に行われたか確認するために建設リサイクルチェックリスト（様式－６）を作成するものとする。

(利用条件の明示及び施工管理)

第7条 再生資材利用の条件の明示及び施工管理は、次の各号による。

(1) 再生資材利用の条件の明示

再生資材搬入の条件を「建設副産物に関する特記仕様書」（様式－５）により明示するものとする。

(2) 施工管理書類

再生資材の使用時において、新規材使用の場合と同様の施工管理を請負業者に求めるものとする。また、再生施設からの資材の搬入については「再生資材利用確認表」（様式－７）を品質管理書類への添付を求めるものとする。

附則(適用期日)

この方針は、平成16年4月1日から適用する。

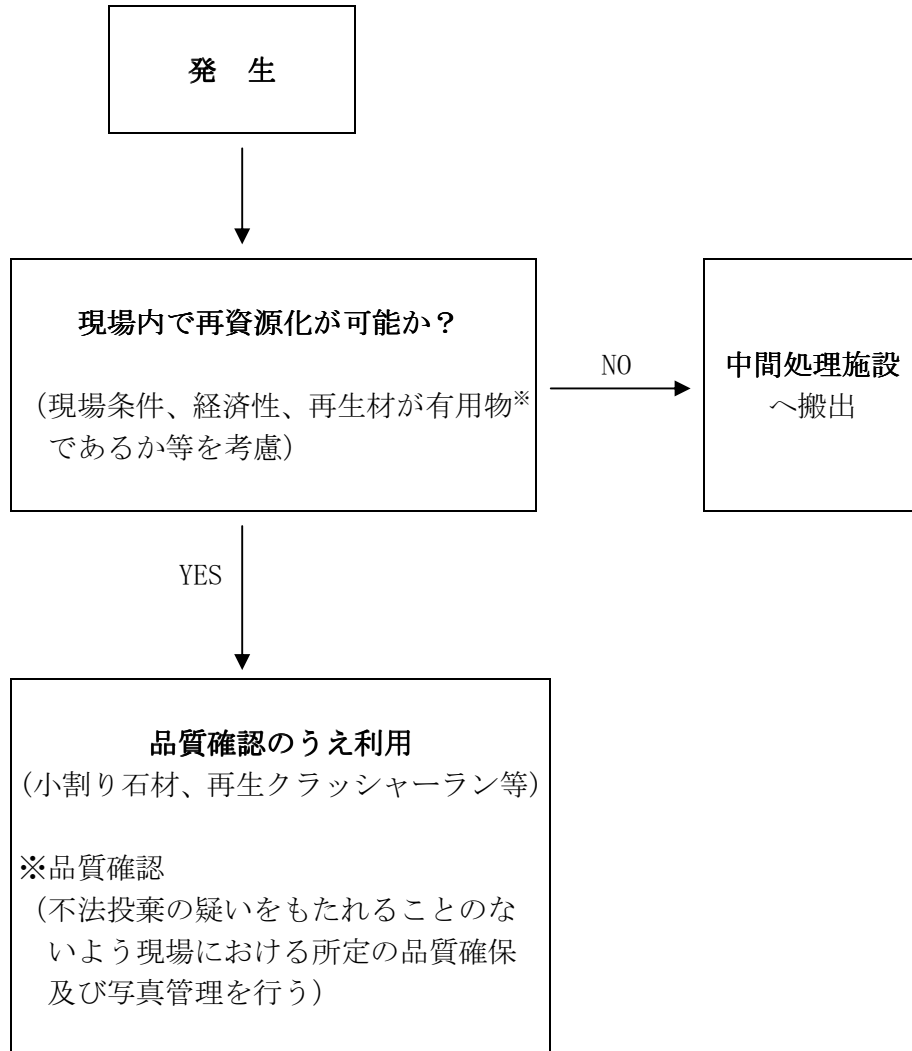
佐賀市建設副産物再生利用方針（平成13年4月1日適用）は、廃止する。

附則(適用期日)

この方針は、平成16年8月2日から適用する。

処理フロー

(コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊)



※有用物とは有価物（販売されているもの）たる性状を有するもの